

# 覚永寺納骨所 使用・管理規定

浄土真宗本願寺派  
覚 永 寺

## 覚永寺納骨所 使用・管理規定

### (目的)

第一条 本規定は、宗教法人覚永寺が運営する納骨所（以下、「納骨所」という。）の使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

### (位置)

第二条 納骨所は、島根県浜田市上府町イ 2 6 1 番地 覚永寺境内に位置する。

### (管理)

第三条 納骨所の管理は、「納骨所管理委員会」（以下、「管理委員会」という。）を設置して行う。事務所は、覚永寺内に置く。

2 管理委員会は、覚永寺住職を代表管理者とし、門徒総代を委員として組織する。

### (納骨所の使用)

第四条 使用者は、使用許可書に記載された納骨棚の区画を、契約成立後、第九条または第十条の規定により契約が解除されない限り使用する権利を有する。

2 使用者は、納骨所における仏事作法については当寺院の宗旨に従わなければならない。

3 使用者は、管理委員会に申請し、使用者の親族及び縁故者の焼骨を納骨することが出来る。

4 使用者は、納骨に際し、各市町村の発行する埋葬許可証を添えて、管理委員会に届けなければならない。

5 使用者は、焼骨の納骨以外の目的のために納骨所を使用してはならない。

6 使用者は、納骨棚を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に該当納骨区画を使用させてはならない。

### (使用期間)

第五条 同一世帯の納骨棚は、使用者のいる限りにおいては契約日から 2 0 年使用することが出来る。

2 規定年数経過後も規定の管理料を納入し、使用期間を延長することが出来る。

### (永代使用料及び管理料)

第六条 使用者は、納骨棚の区画を契約するときに、永代使用料と管理料を納入しなければならない。

2 永代使用料は 3 5 0, 0 0 0 円とする。但し、門信徒以外は 4 0 0, 0 0 0 円とする。

3 管理料は年間 5, 0 0 0 円とし、2 0 年分（1 0 0, 0 0 0 円）を一括納入しな

ければならない。

(納骨所の管理責任)

第七条 納骨所の清掃、整備、遺骨その他の管理については、管理委員会が責任を負う。

- 2 当寺院内の第三者による事故、または盗難等については管理委員会に責任は無いものとする。
- 3 使用者は、その責に帰すべき事由により納骨所の付帯設備を損傷したときには、事故の責任者と負担で同等のものを復元しなければならない。

(使用権の承継)

第八条 使用者の死亡、その他の理由により当該使用者に代わって権利を承継しようとする者は、書面をもって管理委員会の承認を得なければならない。

- 2 使用者の承継者が納骨所の使用権を承継しない場合には、書面をもって管理委員会にその旨を届け出るものとする。
- 3 使用者は、住所の変更や死亡の場合は、直ちに届け出なければならない。

(使用者による契約解除)

第九条 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することが出来る。

- 2 契約が解除された場合において、遺骨が納骨されておらず、かつ契約後1ヶ年に満たない場合は、管理委員会は納入された永代使用料、管理料の全額を返還するものとする。
- 3 契約が解除された場合において、遺骨が納骨されている場合は、管理料のみ使用年数に応じて返還する。

(管理委員会による契約の解除)

第十条 管理委員会は、使用者が永代使用料及び管理料を納入しなかった場合は、書面をもって契約を解除することが出来る。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一つ以上に該当する場合には、管理委員会は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときは書面をもって契約を解除することが出来る。
  - 一 使用者が死亡した日から1ヶ年を経過しても継承する者がいない場合。
  - 二 使用者の所在が不明で、連絡が取れなくなつて3ヶ年を経過した場合。
  - 三 第四条第五項に規定する使用の目的に反して納骨棚を使用した場合。
  - 四 第四条第六項の規定に反して、納骨棚を使用する権利を他人に譲渡、又は他人に該当納骨棚を使用させた場合。
  - 五 その他、本規則に反した行為及び管理委員会や他の使用者に迷惑を及ぼす行為があつた場合。
- 3 前項により契約が解除された場合、永代使用料及び管理料は一切返還しない。

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第十一条 契約は、第九条及び第十条の規定により契約が解除された場合に終了する。

- 2 契約終了又は契約解除のときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。
- 3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了1ヶ年を経過したときには、管理委員会は納骨された遺骨を地下合同納骨所に移すことが出来る。
- 4 契約の終了した納骨棚については、新たな第三者と使用契約を結ぶことが出来る。この場合、元使用者等は、管理委員会に対して異議を申し立てることはできない。

(地下合同納骨所)

第十二条 納骨棚を使用せず直接地下合同納骨所への納骨を希望する場合は、書面をもって申請し、永代預かり懇志(200,000円以上)を納入しなければならない。

- 2 納骨棚の使用に際し、収めきれない遺骨については、地下合同納骨所に納骨することができる。ただし、2回目以降については納骨懇志(10,000円以上)を納入しなければならない。
- 3 地下合同納骨所へ納骨後は、いかなる場合においても遺骨の返還に応じることは出来ない。永代預かり懇志も一切返還しない。

(不可抗力による免責)

第十三条 地震、台風、津波その他の不可抗力により、管理委員会が本契約または一部を履行できない場合、管理委員会は責務を負わない。

- 2 前項の事由が生じた場合、管理委員会は使用者に対しその旨を通知する。この通知発送後6カ月を経過しても、前項の不可抗力事由が解除されず、本契約の目的を達成することができない場合、管理委員会は本契約の全部又は一部を解除することが出来る。

(附則)

第十四条 本規定に定めのない事項については、管理委員会において協議・決定する。

第十五条 関連法律・条例の改正があった場合、本規定を改訂することがある。

第十六条 本規定は2018年11月18日より施行する。